

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	御厨2 (西木場)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 20 日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の活用により、農業者以外の方を含めた地域住民が一体となり農地の保全・管理に努めている。しかし、農業従事者の高齢化や担い手の不足等により現状を維持するので精一杯となっている。
一部の地域では、圃場までの道路が狭いところがあり、小型機械に頼らざるを得ず、非効率な状況となっている。
有害鳥獣対策として、ワイヤーメッシュ柵等の防護柵を設置しているところでも被害を受けている箇所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に農地の利用がされている地域である。農業機械が高く、個人での購入が厳しくなっているため、機械利用組合による共同機械の導入を検討したい。
農地の所有や貸借の情報が入ってこないため、地域内での話し合い等を実施し情報の共有化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備が完了している地域及び農振農用地区域内の農地や周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。また、高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農地活用方法など、今後も地域内において話し合いを実施していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者のいない農地については、積極的に農地中間管理機構を活用し担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っていない地域については、中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の補助事業を活用し、農道や水路の補修・管理を行っていく。また、基盤整備事業については、担い手のニーズの応じて実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手への農地の集積化を図り、中心的な担い手の確保を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部で防除等の農作業委託はあるものの、今後も地域全体で保全管理に努めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの防護柵を設置している箇所でも被害が発生している状況にあるため、維持・管理の徹底を図る。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。